

2022年4月1日

お客さま各位

永和信用金庫

外国送金等における個人情報の移転先の外国法制度等についてのご案内

平素は当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

2022年4月1日の改正個人情報保護法の施行に伴い、個人のお客さまからご依頼を受けた外国送金等のお取扱いに際し、当金庫を含む各金融機関は、「越境移転に係る情報提供義務」(*)への対応が求められることとなりました。

※越境移転に係る情報提供義務

「外国にある第三者」に個人データの第三者提供を行う場合には、

- ① 当該外国の名称
- ② 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
- ③ 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報
一等を本人に提供をしなければならないこととされました。

つきましては、本件に関し、全国銀行協会のホームページでは、お客さま向けに下記のご案内資料が提供されております。

外国送金等の利用をご希望される個人のお客さまにおかれましては、下記内容をご確認のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

対象となるお取引の種類

1. 仕向外国送金
2. 外貨建ての仕向国内送金
3. 輸入信用状取引
4. 輸出取引

○ 全国銀行協会提供

[「外国送金における個人情報の移転先の外国法制度等についてのご案内」](#)

○ 全銀協ホームページ（外国送金情報提供用ページ）のURL

<https://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-f/17491/>